

## 町立西保育所民営化に関する保護者アンケートの結果について

## 1. 集計結果まとめ

## 【調査実施】

実施日：令和2年6月24日（水）～7月1日（水）

配布数： 99家庭

回答数： 43家庭

回答率： 43.4%

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1家庭	7家庭	10家庭	10家庭	8家庭	7家庭

※複数クラスに在籍の場合は、低年齢クラスで集計しています。

## 2. 備考

- アンケートの中で質問内容については、町の考え方を回答して追記します。
- アンケート結果については、西保育所全保護者に配布（報告）します。

### 3. 事業者の選定にあたり、特に重視すべき項目について

項目	具体的な事項	回答数 (%)
A. 法人及び保育所運営について (右から2つまでに☑)	法人の運営実績、経験	13 (15.9)
	法人の応募理由、運営理念	3 (3.7)
	保育の基本理念、運営方針	23 (28.0)
	法人の沿革、組織体制	2 (2.4)
	法人の財務状況(経営基盤)の安定性	7 (8.5)
	安全管理体制・事故防止の取り組み・事故対応	24 (29.3)
	感染症等の集団感染予防への対策、衛生管理体制	8 (9.8)
	その他	2 (2.4)
B. 保育内容 (右から3つまでに☑)	子どもを主体とした保育の考え方や取り組み	33 (27.5)
	町の保育方針等の継続	12 (10.0)
	保育の質を向上させるための取り組み	16 (13.3)
	子どもの健康管理への取り組み	10 (8.3)
	保護者との連絡・連携体制(例:保育所便り、懇談等)	17 (14.2)
	配慮の必要な児童への取り組み(統合保育等)	6 (5.0)
	虐待等が疑われる子どもへの適切な対応	2 (1.7)
	アレルギーへの適切な対応、給食・食育等の取り組み	6 (5.0)
	引継ぎ保育の充実	16 (13.3)
	その他	2 (1.7)
C. 特別保育や保育サービスについて (右から2つまでに☑)	長時間延長保育(19時以降)	16 (25.8)
	日曜祝日などの休日保育の実施	8 (12.9)
	一時預かり保育	15 (24.2)
	病児・病後児保育(体調不良児対応型のみを含む)	22 (35.5)
	その他	1 (1.6)
D. 職員体制について (右から2つまでに☑)	施設長及び主任保育士の保育観や経験年数	13 (15.5)
	保育士の経験年数や年齢構成	10 (11.9)
	町立西保育所臨時職員の積極(継続)採用	22 (26.2)
	配慮の必要な子どもへの加配及び保育の質を向上させるための保育士配置基準	7 (8.3)
	保育士の給与面(処遇等)充実の取り組み	9 (10.7)
	職員の資質や専門性の向上のための取り組み(研修計画、他保育所との連携等)	8 (9.5)
	保育に関する豊富な経験、意欲ある職員確保のための取り組み	13 (15.5)
	その他	2 (2.4)

E. その他 (右から2つまでに <input checked="" type="checkbox"/> )	相談・要望等への対応、苦情解決、自己評価等への取り組み	16 (20.5)
	子育てに関する情報提供、育児相談などの取り組み	15 (19.2)
	地域との交流や地域への貢献、学校、関係機関等との連携	18 (23.1)
	保護者負担に対する考え方や取り組み(制服、日用品等)	15 (19.2)
	送迎時の安全確保の取り組みや改善の提案	13 (16.7)
	その他	1 (1.3)

### 【その他の記述意見等】

#### A. 法人及び保育所運営について

- ・法人の従業員の教育体制、保育所子ども親一体となって参加できるイベントの継続(運動会等)
- ・全てが大切に優先順位をつけ難い

#### B. 保育内容

- ・保育に関して親も子も納得できるようなコミュニケーションの取り方
- ・全てが大切に優先順位をつけ難い

#### C. 特別保育や保育サービスについて

- ・課外授業の充実、英語やスイミング等

#### D. 職員体制について

- ・保育士の保育経験に関する情報開示、研修等の情報開示
- ・施設長の人間性(ある保育所の園長について悪い評判をよく耳にするからです)

#### E. その他

- ・全てが大切だと考える。優先順位をつけ難い

### 【民営化に伴う期待や心配事の記述意見等】 =参加者、=不参加

- ①  保育体制や先生が変わることへの不安はあるがやってみないとわからないことなので、民営化で良くなるが増えることを願っている
- ②  いい事業者が入り今より良い保育所が運営されるといいと思うが民営化される時点で経営や利益を上げるといことも出てくると思い、子ども主体の保育は望めないのではと諦めの気持ちで今回の件を受け止めている
- ③  子どもが安心して楽しく通える園であってほしいです
- ④  民営化は悪くないと思います。ただビジネスのイメージが強くて子どもたち保育士さんたちが充実するように目に見える保育をお願いしたいです
- ⑤  実質的に動かないとわからないですね
- ⑥  行事等を増やし保育を一層充実させてほしい。保育の質が低下しないか心配です。

- ⑦□今回の選定基準が下回り事業者なしになった場合民営化の話は終わりにしてほしいです。他の町立保育所で民営化の話はしていくのですか？西だけでなく他の町立保育所もどうなっていくか気になっています
- ⑧□延長保育料金の減額や病児保育も対応してほしい。駐車場の拡充
- ⑨■職員間の風通しを良く、連携をとれるような雰囲気づくり。あたたかい空気に包まれた保育園を期待します。
- ⑩□引継ぎ期間が1年あるとしてもやはり今までの信頼関係がある先生方が入れ替わってしまうのは親子共々不安がある。ましてや就学前の時期なので…
- ⑪□先生の入替わりで子どもが順応できるかが一番心配です。3~4カ月は保育士の方が合同で保育をすると説明会でありましたが、少し期間が短いように感じました。もう少し早い段階から始めてほしいです
- ⑫■警報時など保育は継続して行ってもらえるか
- ⑬■公立園のようにのびのびした保育をしてほしい。習い事や鼓隊（幼稚園のような）はしないでほしい。保育士の給料は公立保育士より下がるので、やはり質の低下が心配。処遇改善されるといっても少ししか変わっていないので、改善に力を入れてほしい。
- ⑭■園の魅力の増強。子どもの安全面の充実
- ⑮■保育士の変更によって慣れてきつつある子どもがそれに対応できるか。子どもが今と同じように楽しく通園できれば良いです。
- ⑯□やはり保育の質、内容が心配です。移行期間が十分といえど、変化に伴う子どもたちへの心のケアが十分にされるのか。保育内容がどのように変わるのかとても不安です。
- ⑰□現在加配保育をして頂いていますが引き続き手厚くみて頂けるか（命にかかわる事なので）また小学校にもしっかり引き継いでくれるのか。保育士がコロコロ変わるようだと困る。現在とてもよくみて頂けている分心配
- ⑱□子どもたちや保護者に対し、偏った政治的あるいは宗教的な観念を押し付けたり、異なる意見や理念を持つ人たちを排除するようなことがないか心配している。
- ⑲■質疑応答資料「民営化に関することQ1」の回答と「選定方法基準についてQ2」の回答が矛盾しているように思う。民営化ありきで結局は多少基準に満たなくても選定しますということではないでしょうか。指摘して対応してもらおうというのはあまりにも不安が大きい
- ⑳■民営化することで、行事など忙しくなり保育士の子どもへの対応がピリピリしないか心配。（町立ののびのびした保育が魅力で入所したので残念です）
- ㉑■今の西保育所の雰囲気が好きなので、この雰囲気を保ってくれるような事業者になればいいなと思う。
- ㉒□前回のアンケート結果で①看護師は常時いるか②保護者意見と選定委員会委員の意見が一致しないのでは。保護者代表を増やすか保護者投票等もう少し保護者の意見が入るようにしてほしい。③保育時間にテレビを観せないでほしい。④全クラス連絡ノート

を必須にしてほしい。に対する町の回答がない。

⑳□項目中2つや3つにチェックを行うアンケート方式で保護者の意見を十分に反映できますか。前回は同様のアンケート集計で何がわかりましたか。具体的に教示してほしい。また各項目について「非常に重視する」から「重視しない」までを5や10段階から選択させ、その下に意見を記載させるようなアンケート方式の方がより保護者の意見を把握できるかどうか。また、今回のアンケート自由記載項目について保護者全体から見て多数派か少数派の意見かの判断を行うため今回の結果を基に再度アンケートを実施し保護者全体の考えがどの位置にあるか把握すべきではないか。選定委員会保護者代表は保護者全体の意向をどう反映させるのか。それとも保護者代表は個人に意見を述べるため会議に参加するのか

㉑□保護者に民営化の賛成か反対を問う項目がないが、賛否のアンケートを取る予定はあるか

㉒□「保護者説明会や説明会資料で理解できたかどうか」理解できていないならばどの点が理解できていないのかについてアンケートを実施しその結果を基に再度説明会や資料を作成した方が良いと思うかどうか

㉓□民営化をするのに令和3年度大規模修繕工事をする理由は何ですか。移行先事業者がすぐに建替えを実施すれば、税金の無駄になるのではないか。今すぐしなければならぬほど危険な状態なんですか。そうであれば危険な箇所を教えてください。それとも移行先事業者が当面の間建替えなくても運営していけるよう税金で整備をしておくということですか。西保育所は老朽化が進んでいるため、選定基準に何年以内に建て替えるという条件を付けてほしいかどうか。また、今回の修繕の予算はいくら計上していますか

㉔□西保育所を民営化すると6,000万円の財源が浮き、その財源で子育て支援の充実を図るとのことだが、いくらを充てる予定か。また将来的にも子育て支援に使うのか。例えば今回の財源で実施した子育て支援が将来的に規模縮小や廃止になってもそこに充てた財源は子育て支援に充てるのか。今回財源が浮くことで新たに充てる事業と予算が決定すれば、広報で「西保育所を民営化した結果生まれた財源で〇〇〇の子育て支援を実施しこの生まれた財源は将来的にも子育て支援のみに使用します」と記載してもらえますか。この方法は今回だけか。過去に2園を民営化した際にはいくらの財源が生まれ、その内のいくらをどんな子育て支援に使用したのか。また2園を廃園した際はどうかだったのか。

㉕□1年間の引継ぎ保育が終了した時点で、移行先事業者の応募内容を実現できていない場合、応募内容を実現するまで引継ぎ保育を継続してもらえますか。

㉖□自園調理になれば、給食に不透明が生じる可能性があると思います。給食献立や内容を栄養士が実名で作成するよう義務付けてほしい。使用する各食材の産地が分かるようにしてほしい。実際にどのように給食が提供されているのかを確認するために、例えばクラス役員に抜き打ちでチェックできる権限を与える方法はどうでしょうか

③⑩ 前回の説明会資料では特別保育について「長時間延長保育」「一時預かり保育」「休日保育」「病児・病後児保育（体調不良児対応型）」のうち全部か一部を提供できる事業者を選定するとあるが、町はこの特別保育について優先順位をつけていないのか。例えば、応募事業者が「体調不良児対応型」のみを実施すれば公営の時と同じになるし、前回の保護者アンケートで一番比率の低かった「一時預かり保育」のみを実施しても保護者ニーズの多様化に対応したと言えるのか

③⑪ 前回の説明会資料で町立も民間も「保育所保育指針」に基づき保育しているから保育内容は同じであると記載されている。この文章の意図するところは町立も民間も保育内容を「保育所保育指針」に基づいて決定している点において保育内容は同じということか。それであれば「保育所保育指針」は「遵守すべきこと」「努力義務」「事業者の裁量」から成り立っているが努力義務のところはどう考えているのか。例えば保護者に保育の内容を説明することも保護者からの苦情を解決するよう関することも努力義務のため、移行先事業者がこれらを実施しなくても「保育所保育指針」に基づいているため保育の内容は町立であったときと同じであると町側は主張されるのか。個人的には努力義務であるところは義務付けるよう選定基準に入れるべきであると考えますが他の保護者はどう考えると思いますか。また「保育所保育指針」では子供が保育所でどのような1日を過ごしたかを保育所側が親に伝えるといったことには明記がありません。つまり保育所側に説明する責任がないことになります。それでも保育内容は同じなのでしょう

③⑫ 空調を使用した際の光熱費削減のために移行事業者が必要以上に空調の使用を控えないようにしてもらいたい。そのため例えば各月における室内の目標温度を設定し、その目標温度を達成させるよう義務付けまた園児が活動するスペースでその温度を実現できるように温度計の設定位置についても事前に決めておくようにできないでしょうか

③⑬ 保護者説明会質疑応答について Q 事業者の提出書類は保護者に見せてもらえるのか。 A 審査上の公平性の観点から非公開の取り扱いとなる。 Q 審査基準は保護者に公開してもらえるか A 審査の公平さが担保されなくなるため審査基準の配点部分は公開できません。どちらについても移行先事業者が決定すれば公開しても問題ないのではないかと。そうでなければ移行先事業者が提出書通りに運営を実施しているかどうか保護者にはわかりません。

③⑭ 保護者説明会で町側が口頭で回答した内容に以下のことがありました。移行先事業者が園児に対して虐待を行ったとしても町側は3者協議（町、事業者、保護者）や指導、助言などを行って民営を継続するとおっしゃっていました。民営化する行財政改革よりも園児の人権の方が大事だと思います。また虐待は犯罪です。犯罪を犯す事業者に保育事業を継続させても問題ないのでしょうか。しかも町民の財産を犯罪者が無償で利用しそれによって利益を得ている構造になりますが、町民の理解は得られるのでしょうか。

③⑮ 保護者説明会質疑応答（概要）について Q4 保護者が移行先事業者を支持しないと判断した際に公営に戻すという条件を付けてほしい。 A 困難と考える。困難と考える根

拠は何ですか。保護者の大半が事業者を支持しない状況に陥っても民営を継続する必要性はないのでしょうか。それが保育ニーズに対応しているのでしょうか。不可能ではないならこれを条件に入れることを他の保護者はどう考えると思いますか。

③⑥□保護者説明会質疑応答（概要）にて「本町はコンパクトなまちの特性を生かして、公民が連携してお互いの課題を共有しながら保育の質を高めあう風土が定着しています」との記載がありますが、熊取町のある民間の認可保育園についてそこで保育士として勤務していた人から聞くと「給食の量が少ない」「社会福祉施設へ園児を連れていくし軽自動車に詰め込むように載せて移動させる」「新規採用の保育士を5歳児の担任につける」「保育士の入れ替わりが激しくアレルギーの把握もできていない」等の問題があるそうですが、町として認識されていますか。

③⑦□建物施設の老朽化への対応。教室やスクールとの連携。通所路や駐車場の整備。医療機関との提携（病児病後児保育）。学童保育の実施（小学生）できれば夕刻だけでなく朝も

③⑧■町立保育所では困難な特別保育サービスが可能になり、将来の施設環境の充実にも効果があると思うので期待しています。

#### 【その他のご意見の記述意見等】

③⑨■民営化ではなく町が法人等になり保育所を運営することで国、府の補助金を得ることは不可能なのでしょうか。質疑応答を拝見したところ前回よりも保護者が安心するよう配慮されていると感じ少し安心しましたが、財政が主な理由でこれまで町立が培ってきた「子供中心の保育」が途切れてしまう、縮小していつてしまうのはもったいない。利益を求めない町営だからできる保育をぜひ残してほしい。これまで町立が伝えてきた理念を持った保育士さんが減ってしまうことも財産を失うような気がします。何とか財政面をクリアする方法はないか。個人的には有償でも町立に入れたいと感じます。

④⑩■南保育所がなくなり、家から近いアトムに入れるか悩んだが、運動会、生活発表会など子供たちの成長が見れる楽しみ嬉しさが少ないと聞きやめた。卒園してしまうが、親の楽しみを減らすような保育園だけはしないでくださいお願いします。

④⑪□熊取町に引っ越ししてきて2年です。子どもを育てやすい町とうたっていますが、正直まったく感じません。民営化によって財政効果が出ると想定しておりますが、熊取町もっと頑張ってください。

④⑫□せっかく子どもが先生に慣れてきたところでもあるので、今のまま先生も残ってくださることを希望します

④⑬□駐車場はもう少し止めやすいよう整備して頂きたい。防犯対策の徹底。現状ではどこからでも侵入できる環境なので、オートロックにするとか…

④⑭□アトム保育園は運動会がないと聞きました。行事等で子どもの日頃の保育所生活や成長を見たいので是非今の西保育所の行事等を引き継いでいただきたいです。

- ④⑤  民営化にすることで保育の拡充に浮いた費用を充てるとのことですが、民営化する前にどういったことに費用を充てるのか具体的に示してほしい。また、費用の一部を国や地方から出るとのことですが、町民の税金が上がる可能性があるのか細かく知りたい。民営化に伴って町の財源が浮くのであれば、現場の保育士にも恩恵を。職員のEQ（心の知能指数）が上がることで仕事のモチベーションアップにつながると信じています。
- ④⑥  町立ならでののびのびした保育がとても大好きです。子どもが子供らしく毎日過ごせるように今まで通りお願いしたいです
- ④⑦  夏祭りや運動会などこれまで行っていた行事は引き続き行ってもらいたいと思います。
- ④⑧ ■水遊び、お昼寝、給食時等様々なところに命に関わる危険がひそんでいます。それに対してどのような対策をとっているのか。また職員の資質向上に対してどのような計画（年間を通して）も判断基準の一つとしてほしい
- ④⑨ ■民営化に伴い保育料の値上げが心配。町内にある保育園は良いうわさを聞かないので嫌です。
- ④⑩ ■民営化することは悪いことではないと思うが、前は入所して落ち着いたなという時期。今回はコロナでやっと通常保育に戻り落ち着いてきたなという時期。もう少し現場や子供たちのことを考えて話を進めてほしいなと思います。民営化より産まれた財源は具体的にどんなことに活かされるのか知りたい
- ④⑪  アンケートで質問を受けつけるような記載が必要だと思います
- ④⑫  既に民営化した保育園の運営を見ても、進めるべきだと思います
- ④⑬ ■送迎の時の道路や駐車場の整備は必要だと思う。熊取町の学童は朝の預かりがなく天候悪化の際も休みになってしまいますので、保育園が学童をしてくれるととても良いと思う。小学校の隣なのもよい



#### 4. 質問に対する回答

##### 【民営化に伴う期待や心配事】

Q. ⑦今回の選定基準が下回り事業者なしになった場合民営化の話は終わりにしてほしいです。他の町立保育所で民営化の話はしていくのですか？西だけでなく他の町立保育所もどうなっていくか気になっています

A. 他の町立保育所の民営化については、今後の保育需要の推移や保育ニーズ等を勘案しながら、町立の保育所等の適正な配置及び規模等について、引き続き検討を進めていくこととし、子育てに関する関係団体や住民代表の方々に構成する「子ども・子育て会議」の意見なども踏まえたうえで、考え方をまとめていきます。

Q. ⑫警報時など保育は継続して行ってもらえるか

A. 原則開所で、安全に配慮しながら保育を継続して頂きます。しかし、保育中でも、天候等の状況により、どうしても保育が不可能と判断する場合は子どものお迎えをお願いする場合があります。なお、子どもの安全確保が困難な場合、交通機関の計画連休などで保育士が出勤できないなどのやむを得ない場合は、家庭保育の協力を依頼することもあります。

Q. ⑯保育士の変更によって慣れてきつつある子どもがそれに対応できるか。子どもが今と同じように楽しく通園できれば良いです

Q. ⑯やはり保育の質、内容が心配です。移行期間が十分といえど、変化に伴う子どもたちへの心のケアが十分にされるのか。保育内容がどのように変わるのかとても不安です

A. 民営化移管前の1年間は、引継ぎ保育を実施することとしており、移管先事業者の職員（管理職的ポジション）が、まずは町立保育所の保育方針や保育内容など、子どもの保育を最優先にしっかりと継承していき、最低でも移管前の3～4カ月前からは、事業者の保育士も保育の現場に入って合同保育を実施し、スムーズに引継ぎできるよう努めます。

また、町立保育所の臨時保育士で、本人が望む場合は移管先で引き続き雇用いただけるよう事業者積極的に働きかけを行っていきます。

Q. ⑲質疑応答資料「民営化に関することQ1」の回答と「選定方法基準についてQ2」の回答が矛盾しているように思う。民営化ありきで結局は多少基準に満たなくても選定しますということではないでしょうか。指摘して対応してもらおうというのはあまりにも不安が大きい

A. 応募資格や保育所運営に関する条件など事業者に求める応募の基準、審査における評価の基準などについては選定委員会での審議を経て決定するものですが、前回の基準から下げることは考えていません。

事業者説明会などの機会に、保護者アンケートの結果、募集要項に記載している保護者の皆様の心配な点、期待する点などを応募事業者にきちんと伝え、応募内容にしっかりと反映いただくよう助言したいと考えております。

【その他の質問】

Q. ㉔民営化ではなく町が法人等になり保育所を運営することで国、府の補助金を得ることは不可能なのでしょうか。質疑応答を拝見したところ前回よりも保護者が安心するよう配慮されていると感じ少し安心しましたが、財政が主な理由でこれまで町立が培ってきた「子供中心の保育」が途切れてしまう、縮小していつてしまうのはもったいない。利益を求めない町営だからできる保育をぜひ残してほしい。これまで町立が伝えてきた理念を持った保育士さんが減ってしまうことも財産を失うような気がします。何とか財政面をクリアする方法はないか。個人的には有償でも町立に入れたいと感じます

A. 現在の制度においては、ご意見の形で補助金を受けることは、残念ながらできません。しかし、民営化にあたっては、ご意見にあるとおり、これまで培ってきた町立保育所の保育方針や保育内容などを、しっかりと移管先に引継いでまいります。

Q. ㉕民営化にすることで保育の拡充に浮いた費用を充てるとのことですが、民営化する前にどういったことに費用を充てるのか具体的に示してほしい。また、費用の一部を国や地方から出るとのことですが、町民の税金が上がる可能性があるのか細かく知りたい。民営化に伴って町の財源が浮くのであれば、現場の保育士にも恩恵を。職員のEQが上がるのが仕事のモチベーションアップにつながると信じています

A. 民営化によって、財政効果が期待でき、子育て支援の充実を図っていきたいと考えていますが、一例としましては、長時間延長保育や一時預かり保育といった特別保育に必要な費用に充てることのほか、令和2年3月策定の「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」に基づく、保育や子育て支援の多様なニーズに応えてまいりたいと考えております。  
なお民営化により町民の皆様の税金が上がることはありません。

Q. ㉖前回のアンケート結果で①看護師は常時いるか②保護者意見と選定委員会委員の意見が一致しないのでは。保護者代表を増やすか保護者投票等もう少し保護者の意見が入るようにしてほしい。③保育時間にテレビを観せないでほしい。④全クラス連絡ノートを必須にしてほしい。に対する町の回答がない

A. ①看護師は常時最低1名の配置とします。  
②保護者の皆様のご意見等については、説明会やアンケートの実施を通じて集約し、選定委員会に提示しています。委員会ではそういったご意見等を踏まえてご審議いただきますが、学識経験者など多面的な視点での審議も必要であり、バランスのとれた委員構成が求められます。  
③保育時間に子どもにテレビを観せることは、特段の合理的な理由がない限りありません。(例外：交通安全教室用DVD等)  
④町立・民間ともに、保護者と担任の保育士等との間で子どもの日々の様子などをお伝えするために、連絡ノートを活用しておりますので、移管先の保育士にも連絡ノートの活用を引き継ぐよう考えております。

Q. ㉓項目中2つや3つにチェックを行うアンケート方式で保護者の意見を十分に反映できますか。前は同様のアンケート集計で何がわかりましたか。具体的に教示してほしい。また各項目について「非常に重視する」から「重視しない」までを5や10段階から選択させ、その下に意見を記載させるようなアンケート方式の方がより保護者の意見を把握できるかどうか。また、今回のアンケート自由記載項目について保護者全体から見て多数派か少数派の意見かの判断を行うため今回の結果を基に再度アンケートを実施し保護者全体の考えがどの位置か把握すべきではないか。選定委員会保護者代表は保護者全体の意向をどう反映させるのか。それとも保護者代表は個人に意見を述べるため会議に参加するのか

A. 項目の全ては基本的に重要と考えており、審査の視点には盛り込んでいます。その考え方の中で項目の中から2つチェックを付していただく目的は、事業者の選定における審査の視点で特に重視すべきものの判断材料とするためです。

従いまして、全ての項目が基本的に重要な位置付けにあっては、町としてはその中で特に重要な項目の把握を、できるだけ多くの保護者の皆様から行いたいと考えたものです。

また、自由記述欄については、項目の選択では各保護者の皆様が示しきれない、今後の民営化に向けた考えや保育に対する意見等を幅広くお聞きするためのものです。同じ趣旨のご意見が複数寄せられた場合には、今後の民営化の取り組みの中で留意していきたいと考えます。

選定委員会における保護者全体の意向の反映は、保護者説明会での意見やアンケートの結果を提出することで対応したいと考えています。その中で、保護者代表の委員は、そういった意見・結果も踏まえながら、かつ、別途保護者の目線で議論いただきたいと考えています。

Q. ㉔保護者に民営化の賛成か反対を問う項目がないが、賛否のアンケートを取る予定はあるか

A. 民営化にあたっては、今回のアンケートなど、できるだけ保護者の皆様のニーズに答えられるよう努めたいと考えています。

Q. ㉕「保護者説明会や説明会資料で理解できたかどうか」理解できていないならばどの点が理解できていないのかについてアンケートを実施しその結果を基に再度説明会や資料を作成した方が良くと思うかどうか

A. 保護者説明会については、全保護者の参加とはなりませんが、保護者説明資料については、全保護者に事前に配布させていただきましたので、説明会での議事録と合わせてアンケートの回答において内容を確認いただいた中で、ご不明な点があれば、アンケートの中で提出いただき、この報告の中で回答したいと考えています。

Q. ②⑩民営化をするのに令和3年度大規模修繕工事をする理由は何ですか。移行先事業者がすぐに建替えを実施すれば、税金の無駄になるのではないかと。今すぐしなければならぬほど危険な状態なんですか。そうであれば危険な箇所を教えてください。それとも移行先事業者が当面の間建替えなくても運営していけるよう税金で整備をしておくということですか。西保育所は老朽化が進んでいるため、選定基準に何年以内に建て替えるという条件を付けてほしいがどうか。また、今回の修繕の予算はいくら計上していますか

A. 保育所の建物は耐震補強工事を平成18年度に完了していますが、施設全体の大規模なリフォームに係る修繕は、建築以降今回が初めてになります。施設自体は、雨漏りや外壁の劣化、内装の老朽化が著しく、その対応が早急必要であり、かつ、トイレの洋式化や遊戯室へのエアコン設置など、民営化にかかわらず、保育環境の改善のためにも必要なものです。

移管先事業者がすぐに建替えを実施してはどうか、とのことですが、事業者も移管前後は様々な初期投資が必要であり、財務的な体力から、すぐの建て替えは困難と考えます。特にご指摘の条件付けを行うと、財務規模の大きな事業者しか応募できない、など募集に際しての大きなハードルとなることが危惧されます。

また、今年度は修繕に向けた設計を実施する予定であり、修繕工事自体の事業費は令和3年度に予算化する予定です。

Q. ②⑪西保育所を民営化すると6,000万円の財源が浮き、その財源で子育て支援の充実を図るとのことだが、いくらを充てる予定か。また将来的にも子育て支援に使うのか。例えば今回の財源で実施した子育て支援が将来的に規模縮小や廃止になってもそこに充てた財源は子育て支援に充てるのか。今回財源が浮くことで新たに充てる事業と予算が決定すれば、広報で「西保育所を民営化した結果生まれた財源で〇〇〇の子育て支援を実施しこの生まれた財源は将来的にも子育て支援のみに使用します」と記載してもらえますか。この方法は今回だけか。過去に2園を民営化した際にはいくら財源が生まれ、その内のいくらをどんな子育て支援に使用したのか。また2園を廃園した際はどうか

A. Q④④の回答と同じです。

Q. ②⑫1年間の引継ぎ保育が終了した時点で、移行先事業者の応募内容を実現できていない場合、応募内容を実現するまで引継ぎ保育を継続してもらえますか

A. 引継ぎ保育の期間の当初は移管後の保育園の運営を担う管理職的立場の職員が参加しますが、移管前の最低3～4カ月前からは、保育士も現場に入って合同保育を実施することにより、保育内容等のより丁寧な引継ぎが実施できるものと考えています。

Q. ㉔自園調理になれば、給食に不透明が生じる可能性があると思います。給食献立や内容を栄養士が実名で作成するよう義務付けてほしい。使用する各食材の産地が分かるようにしてほしい。実際にどのように給食が提供されているのかを確認するために、例えばクラス役員に抜き打ちでチェックできる権限を与える方法はどうでしょうか

A. 移管先には栄養士を1名以上を配置することを保育所運営の条件としており、給食の検証については三者協議の中で給食試食会等の方法を協議していきたいと考えます。

Q. ㉕前回の説明会資料では特別保育について「長時間延長保育」「一時預かり保育」「休日保育」「病児・病後児保育（体調不良児対応型）」のうち全部か一部を提供できる事業者を選定するとあるが、町はこの特別保育について優先順位をつけていないのか。例えば、応募事業者が「体調不良児対応型」のみを実施すれば公営の時と同じになるし、前回の保護者アンケートで一番比率の低かった「一時預かり保育」のみを実施しても保護者ニーズの多様化に対応したと言えるのか

A. アンケート結果では病児・病後児保育（体調不良児対応型のみを含む）を重視する回答が最多でしたが、募集においては、一時預かり保育や長時間延長保育など特別保育においても必須事業のものと、実施検討のものに審査の視点で差を設けています。

Q. ㉖前回の説明会資料で町立も民間も「保育所保育指針」に基づき保育しているから保育内容は同じであると記載されている。この文章の意図するところは町立も民間も保育内容を「保育所保育指針」に基づいて決定している点において保育内容は同じということか。それであれば「保育所保育指針」は「遵守すべきこと」「努力義務」「事業者の裁量」から成り立っているが努力義務のところはどう考えているのか。例えば保護者に保育の内容を説明することも保護者からの苦情を解決するよう図ることも努力義務のため、移行先事業者がこれらを実施しなくても「保育所保育指針」に基づいているため保育の内容は町立であったときと同じであると町側は主張されるのか。個人的には努力義務であるところは義務付けるよう選定基準に入れるべきであると考えが他の保護者はどう考えると思いますか。また「保育所保育指針」では子供が保育所でどのような1日を過ごしたかを保育所側が親に伝えるといったことには明記がありません。つまり保育所側に説明する責任がないこととなります。それでも保育内容は同じなのでしょう

A. 保育所保育指針は、ご指摘のとおり、町立も民間も同じ従うべき指針であり、国が求める保育水準の意味では公立も民間も同じと考えます。

指針での努力義務ですが、基本的には指針の内容の実行に努力することを義務付けているものであって、実行しなくても許容することを意味するものではないと考えます。

なお、保護者の皆様への保育の様子伝え方ですが、現状も連絡ノートによって共有を図っていると同時に、今年度からは、新型コロナウイルス禍による制約はありますが、オープン保育といって普段の保育の様子を保護者の皆様に見学いただく取組みも行っており、これらを含む町立保育所の行事等は、引継ぐことを条件としております。

Q. ㉒空調を使用した際の光熱費削減のために移行事業者が必要以上に空調の使用を控え  
ないようしてもらいたい。そのため例えば各月における室内の目標温度を設定し、そ  
の目標温度を達成させるよう義務付けまた園児が活動するスペースでその温度を実現で  
きるように温度計の設定位置についても事前に決めておくようにできないでしょうか

A. 町立保育所においても、子どもの体調を第一に考え、暑さ指数（WBGT）の状況と予  
測により、子どもが登園する前にきちんと保育室に冷房を入れたりする等行っていますが、民間園も同様に子どもの体調を第一に考えた保育室の室温管理を徹底しております  
ので、移管先事業者にも同様に室温管理を徹底してもらうこととなります。

Q. ㉓保護者説明会質疑応答について

Q 事業者の提出書類は保護者に見せてもらえるのか。

A 審査上の公平性の観点から非公開の取り扱いとなる。

Q 審査基準は保護者に公開してもらえるか

A 審査の公平さが担保されなくなるため審査基準の配点部分は公開できません。ど  
ちらについても移行先事業者が決定すれば公開しても問題ないのではないかと。そうでな  
ければ移行先事業者が提出書通りに運営を実施しているかどうか保護者にはわかりません

A. 移行先事業者の決定後は、審査基準及び決定した事業者の提出書類は公開できます。

Q. ㉔保護者説明会で町側が口頭で回答した内容に以下のことがありました。移行先事業  
者が園児に対して虐待を行ったとしても町側は3者協議（町、事業者、保護者）や指導、  
助言などを行って民営を継続するとおっしゃっていました。民営化する行財政改革より  
も園児の人権の方が大事だと思います。また虐待は犯罪です。犯罪を犯す事業者に保育  
事業を継続させても問題ないのでしょうか。しかも町民の財産を犯罪者が無償で利用し  
それによって利益を得ている構造になりますが、町民の理解は得られるのでしょうか

A. 児童虐待に関しては、令和2年4月の児童福祉法等の一部改正により、親権者、児童福  
祉施設の長等に対しても、しつけに際して体罰を加えてはならないとする、児童虐待防  
止対策の強化が図られています。

これは、親権者、公立・民間を問わず適用されるものであり、今後におきましても、  
児童相談所等と連携しながら、児童虐待防止対策に取り組んでまいります。

Q. ㊸保護者説明会質疑応答（概要）について

Q4 保護者が移行先事業者を支持しないと判断した際に公営に戻すという条件を付けてほしい。

A 困難と考える。

困難と考える根拠は何ですか。保護者の大半が事業者を支持しない状況に陥っても民営を継続する必要性はないのでしょうか。それが保育ニーズに対応しているのでしょうか。不可能ではないならこれを条件に入れることを他の保護者はどう考えると思いますか

A. 移管後も認可保育所としての基準を満たさなければなりません、同時に保護者の皆様が支持しないに至った原因について三者協議の場を通じて解決に努めます。なお、保育の質につきましては、民営化後も町が管理監督を行う責任がありますので、その責任の下で指導・監督を行います。

Q. ㊸保護者説明会質疑応答（概要）にて「本町はコンパクトなまちの特性を生かして、公民が連携してお互いの課題を共有しながら保育の質を高めあう風土が定着しています」との記載がありますが、熊取町のある民間の認可保育園についてそこで保育士として勤務していた人から聞くと「給食の量が少ない」「社会福祉施設へ園児を連れていくし軽自動車に詰め込むように載せて移動させる」「新規採用の保育士を5歳児の担任につける」「保育士の入れ替わりが激しくアレルギーの把握もできていない」等の問題があるそうですが、町として認識されていますか

A. 町内の民間の認可保育園については、毎年、順次、保育所基準や保育所運営に係る指導監査、保育内容等の巡回相談を行っていますが、近年、実際に給食や保育内容等を確認する中では、特に重大な問題事案は確認しておりません。